

◆不適切な産業廃棄物処理施設に対する是正指導の強化について

一般廃棄物処理施設も産業廃棄物処理施設も我々が快適に生活し、経済活動を支えていく上では必要不可欠な施設である。しかし、一部の事業者においては、不適切な処理を行い、再三にわたる是正指導を受けながらも放置し、その結果、処理場の許可が取り消され、いつの間にか経営破綻に至るといったケースが幾つも見られる。経営破綻した後は、十分な管理が行われず、処理施設が不安定な状態のままになっている施設が幾つもある。法を守らず、指導に従わない業者が存在することは、住民に不安を与え、廃棄物行政に対する不信感を抱く大きな要因となっている。不適切な処理を行っている業者を許さない、不正は迅速に是正させる、経営破綻でうやむやにさせないとの思いで、不適切な産業廃棄物処理施設に対する是正指導の強化を目的に、今回の質問を行った。

Q	県内の不適切な産業廃棄物処理施設に対する指導、改善命令、許可取り消し等の発生状況並びに事業者の対応とその改善の状況はどうなっているのか。
A	小川知事 文書指導件数が、平成二十三年度から五年間で六十四件、行政処分は、改善命令二件、措置命令一件、許可取り消し五件である。文書指導件数のうち五十二件は改善をされており、改善命令や措置命令を発出した事業者に対しては、命令の履行を強く求めている。
Q	不適正な処理を行っている業者の実績を、許可に反映させる仕組みができないか。
A	小川知事 産業廃棄物処理業者の処理や県の指導実績を許可に反映する仕組みについては、許可期限の六カ月前の事業場への立ち入りや安定型最終処分場の掘削調査を実施し、処理状況を確認した上で、許可を行っている。さらに、保管量の上限、排水基準の設定など生活環境の保全にかかわる条件を許可に付している。
Q	住民は、濁水の流出や悪臭の発生、不法投棄など、身近な生活環境、自然環境に関する適切な監視指導を望んでいるが、県の監視指導体制は十分に整っているのか。
A	小川知事 施設の大小にかかわらず、定期的に立入検査を実施し、監視指導を行っている。過去に不適正処理が確認された施設については、重点施設として、立入検査の頻度を高め、監視指導を強化する。不適正処理事案に的確に対応するため、監視指導を行う機能を六カ所の保健福祉環境事務所に集約、新たに環境指導課を設置した。二十五年度には、長期間問題が解決していない事案に対応するため、監視指導課内に廃棄物適正処理推進室を設置し、二十七年度には、廃棄物対策専門監を配置するなど本庁の機能強化を行った。
Q	山神ダム上流域の産業廃棄物処分場には、処理が終了していない廃塗料等の廃棄物が、全体で四千五百トンあり、そのうち、流出のおそれのある廃塗料(約五百トン)を十一年かけて五十七トン持ち出し処分を行ったと聞いているが、このペースだと、今後八十年以上かかる。このような状況に至った原因と今後の対応策について聞く。
A	小川知事 許可を取り消された後、受託をしていた廃棄物を他の処理事業者に委託して処理をしなければならなくなっており、その処理に多額の費用を要することから、現在も未処理の廃棄物が残っている。廃塗料は容器の腐食により、万が一にも流出することがないよう、詰めかえ措置を実施させるとともに、一昨年度からは処理量を倍増させている。今後は、できるだけ早期にその処理が終了するよう、さらなる処理量の増加について指導を強化していく
Q	山家の汚泥処理施設は濁水の流出や異臭を発生させていたため、県からも、たび重なる指導が行われてきたが、最終的に事業の継続が難しくなり、倒産に近い状況になったと聞いている。その結果、放置された状況になっているが、この原因と今後の対応策について聞く。

A	<p>小川知事 施設の稼働開始後、産業廃棄物の受け入れが予定どおりに進まず、資金繰りの悪化により施設の維持管理が十分に行われなかったことが原因。汚泥の飛散、流出や悪臭の発生など生活環境保全上の支障のおそれを除去するために、本年四月、措置命令を発出し、その後催告書を発出したが、現在も措置の着手に至っていない。命令を履行するよう引き続き強く求めていく。</p>
Q	<p>県のたび重なる指導にもかかわらず、このような状況に至っているのは、根本的な法や制度に問題があるのではないかと考えられる。もっと早く、さらに強い是正指導で、企業の資力があるうちに是正処理を完了させることができる法や制度の整備が必要である。法や制度の活用や整備に向けた県の考えを聞く。また、国に対しても、法の整備や制度の改善に関して、積極的に働きかけていく必要があると考えられるが、これまでの状況や今後の取り組みはどうなっているのか。</p>
A	<p>小川知事 県では、五年ごとの処理業の許可申請時に必要な経理的基礎にかかわる資料を許可後二年半以内に提出させる規定や、行政処分を行った処理業者名を公表する規定を設けるなど、その適正処理の強化に努めていく。不適正処理の早期発見、早期是正を図るため、二十五年度からは、安定型最終処分場の定期掘削調査を実施している。今年度から、不適正処理が疑われる中間処理業者を中心に、排出事業者から最終処分業者まで、処理ルート全体を対象とした一斉立入検査を重点的に実施する仕組みの導入を行っていく。国に対しては、立入検査権限の強化、過剰保管防止のための中間処理後の産業廃棄物に係る保管の基準の設定について、国に対し要望してきた。本県独自に、安定型最終処分場の安全性を確保し、生活環境を保全するため、構造基準の見直し、強化、埋め立て廃棄物の種類の見直しを行うよう要望してきている。法改正や制度の改善が必要な事項について、引き続き積極的に国に働きかけていく。</p>